

## 議第四十四号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一二の表養老公園の項中「パークゴルフ場、」を削る。

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項中「月曜日」を「火曜日」に改める。

別表第三二一の表パークゴルフ場の項を削る。

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

提 案 説 明

養老公園のパークゴルフ場を廃止する等のため、この条例を定めようとする。